

# 廃棄物処理施設ダイオキシン類等検査業務委託仕様書

## 1 総則

### (1) 適用範囲

「廃棄物処理施設ダイオキシン類等検査業務委託」に係る業務に適用する。

### (2) 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の規定に基づき、特定の廃棄物処理施設における排ガスおよび排水中のダイオキシン類濃度等の検査業務（以下「検査業務」という。）を実施することにより、当該施設における排出基準又は維持管理計画への適応状況を確認することを目的とする。

### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

### (4) 検査場所

秋田市内廃棄物処理施設設置場所

（排ガス：3施設（向浜地内）、排水：1施設（金足地内））

### (5) 検査日の通知および試料採取の要領

#### ア 検査日の通知

委託者は、検査予定日の1週間前までに、検査日および検査対象事業者名を受託者に通知する。

#### イ 試料採取の要領

受託者は、試料採取を行う際は、1日当たり1施設を完了すること。

### (6) 成果品

受託者は、検査業務報告書として、検査箇所、項目ごとの計量証明書付き書面1部および電子データ（CD-R）を提出すること。

## 2 一般事項

### (1) 法令の遵守

受託者は、検査業務を実施するに当たっては、各種の関係法令等を遵守しなければならない。

### (2) 機密の保持

受託者は、検査業務の遂行上、知り得た事項について、第三者に漏らしはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

### (3) 再委託

受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、業務の一部を委託することができる。なお、検査業務における試料採取又は分析を再委託する場合は、特定計量証明登録事業（排ガスおよび排水）の認定を受けている者であることとする。

### (4) 費用の負担

ア 検査業務における調査および検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

イ 検査業務の実施により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた費用は、受託者の負担とする。

### (5) 検査

ア 受託者は、検査業務の完了後、所定の手続を経て委託者の完了検査を受けるものとする。

イ 検査業務は、検査合格をもって完了とし、納品後成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合は、受託者は責任をもって速やかに訂正の上、納品すること。

## 3 検査業務

### (1) 検査業務の遂行

ア 受託者は、業務委託契約書および本仕様書に基づき検査業務を遂行しなければならない。

イ 受託者は、検査業務の内容を変更又は中止する場合は、委託者と協議しなければならない。

### (2) 事前協議

検査業務を実施するに当たり、検査日時、検査箇所の位置および作業の安全等について、委託者と受託者の間において事前に協議を行い、検査場所の状況を確認するものとする。

### (3) 検査業務管理

ア 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう事前に業務計画書を提出すること。

イ 受託者は、検査業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する者を配置し、検査業務の全般にわたり技術管理を行うこと。

### (4) 検査業務の内容

ア 検査内容および数量

別紙「検査項目一覧表」のとおり

イ 試料採取方法および分析方法

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）ならびに関係省令に定める方法とし、特に定めのない事項については、日本産業規格（J I S）および環境省が定めるマニュアルに準ずるものとする。

ウ 検査データの品質管理

日本産業規格（J I S）および環境省が定めるマニュアルに準じたものとし、受託者は、精度管理計画書又はこれに準じた文書を事前に提出すること。

エ 検査結果の記録と報告

受託者は、次の項目について記録し、検査業務報告書に記載すること。

(ア) ダイオキシン類の分析結果

(イ) その他の分析結果

(ウ) 検査施設の稼働状況および次に示した排ガス等の状況を示す測定値  
排ガス採取量、排ガスのCO濃度、O<sub>2</sub>濃度、排ガス温度、排ガス流速、  
排ガス流量（湿り、乾き）、排ガス水分量、排ガス組成（CO<sub>2</sub>、O<sub>2</sub>、CO、N<sub>2</sub>）、  
外気温、水温（排出水関係）

(エ) 測定装置記録（試料採取から前処理および分析に関する記録）

(オ) 精度管理に関する記録

(カ) その他必要な事項

4 補則

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

(別紙)

## 検査項目一覧表

名 称	項 目	数 量
排ガス 検査施設 (3施設)	ダイオキシン類、一酸化炭素、酸素、ばいじん、 硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素	各1検体 (3施設)
排出水 検査施設 (1施設)	ダイオキシン類、pH、浮遊物質、電気伝導率	各1検体 (1施設)

令和8年度 廃棄物処理施設ダイオキシン類等検査業務委託  
 廃棄物処理施設設置場所一覧表



産業廃棄物焼却施設  
 (排ガス測定)

- 【R8年度実施予定】
- 1 エス・ユー開発(株)2号炉  
 秋田県秋田市向浜一丁目1-154  
 TEL: 018-895-5050
- 【R8年度実施予定】
- 2 ユナイテッド計画(株)1号炉  
 秋田県秋田市向浜一丁目1-42  
 TEL: 018-864-0668
- 【R8年度実施予定】
- 3 ユナイテッド計画(株)2号炉  
 秋田県秋田市向浜一丁目1-42  
 TEL: 018-864-0668
- 【R7年度実施予定】
- 1 エス・ユー開発(株)2号炉  
 秋田県秋田市向浜一丁目1-154  
 TEL: 018-895-5050
- 【R7年度実施予定】
- 2 ユナイテッド計画(株)1号炉  
 秋田県秋田市向浜一丁目1-42  
 TEL: 018-864-0668
- 【R7年度実施予定】
- 3 ユナイテッド計画(株)2号炉  
 秋田県秋田市向浜一丁目1-42  
 TEL: 018-864-0668

管理型(一般廃棄物)最終処分場  
 (排水測定)

- 【R8年度実施予定】
- 1 (株)東環  
 秋田県秋田市金足黒川字黒川山1-81  
 TEL: 018-873-7301
- 【R7年度実施】
- 1 秋田市総合環境センター(新処分場)  
 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1  
 TEL: 018-839-4816